

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年4月18日(2013.4.18)

【公表番号】特表2012-522762(P2012-522762A)

【公表日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-039

【出願番号】特願2012-502872(P2012-502872)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	48/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/06	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	17/00	(2006.01)
A 6 1 P	37/08	(2006.01)
C 0 7 K	14/47	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02
A 6 1 K	48/00
A 6 1 K	31/7088
A 6 1 K	45/00
A 6 1 P	43/00
A 6 1 P	17/06
A 6 1 P	29/00
A 6 1 P	17/00
A 6 1 P	37/08
C 0 7 K	14/47

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月27日(2013.2.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

インスリン様増殖因子結合タンパク質7(IGFBP7)ポリペプチドまたは前記IGFBP7ポリペプチドをコードする核酸配列と、医薬的に許容されるキャリアとを、局所的投与または全身的投与のために配合されて含む医薬組成物。

【請求項2】

過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる病状の処置のために特定される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

インスリン様増殖因子結合タンパク質7(IGFBP7)ポリペプチドまたは前記IGFBP7ポリペプチドをコードする核酸配列の使用であって、過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる病状をその必要とする患者において処置するための医薬品を製造す

るための使用。

【請求項 4】

前記 I G F B P 7 ポリペプチドは I G F B P 7 の機能的部分を少なくとも含む、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる前記病状は乾癬である、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる前記病状は、乾癬、扁平苔癬、毛孔性紅色ひこう疹（P R P）、丘疹鱗屑性疾患、皮膚炎および慢性単純性苔癬からなる群から選択される、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記皮膚炎は、アトピー性皮膚炎および接触性皮膚炎からなる群から選択される、請求項 6 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記 I G F B P 7 ポリペプチドは I G F B P 7 の機能的部分を少なくとも含む、請求項 3 に記載の使用。

【請求項 9】

前記過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる前記病状は乾癬である、請求項 3 に記載の使用。

【請求項 10】

前記過増殖性ケラチノサイトによって特徴づけられる前記病状は、乾癬、扁平苔癬、毛孔性紅色ひこう疹（P R P）、丘疹鱗屑性疾患、皮膚炎および慢性単純性苔癬からなる群から選択される、請求項 3 に記載の使用。

【請求項 11】

前記皮膚炎は、アトピー性皮膚炎および接触性皮膚炎からなる群から選択される、請求項 10 に記載の使用。

【請求項 12】

前記患者が、前記病状の症状を軽減することができる薬剤を処置され、前記薬剤は、局所的投与または全身的投与のために、および／あるいは、対象を光線療法により処置するために好適である、請求項 3 および 8 ~ 11 のいずれかに記載の使用。

【請求項 13】

前記局所的投与のために好適な前記薬剤は、コルチコステロイド、ビタミンDのアナログまたは誘導体、アントラリン、局所用レチノイド、カルシニューリン阻害剤、サリチル酸、コールタールおよび保湿剤からなる群から選択される、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 14】

前記光線療法は、日光光線療法、U V B 光線療法、狭帯域 U V B 光線療法、光化学療法、P U V A およびエキシマレーザーからなる群から選択される、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 15】

前記全身的投与のために好適な前記薬剤は、レチノイド、免疫抑制薬物、免疫標的化生物学的薬剤、イムノトキシンおよび腫瘍壊死因子（T N F）阻止剤からなる群から選択される、請求項 12 に記載の使用。

【請求項 16】

コルチコステロイド、ビタミンDアナログ、アントラリン、局所用レチノイド、カルシニューリン阻害剤、サリチル酸、コールタール、レチノイド、免疫抑制薬物、免疫標的化生物学的薬剤、イムノトキシンおよびT N F 阻止剤からなる群から選択される薬剤をさらに含む、請求項 3 または 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

全身的使用のために配合される、請求項 1 または 2 に記載の医薬組成物。